

## 新海洋法時代の東南アジア及び南太平洋海域 におけるわが国のかつお・まぐろ漁業

松田恵明

Japanese Tuna and Skipjack Fisheries in Southeast Asian Seas and the South Pacific Under the New Law of the Sea Regime.

Yoshiaki MATSUDA

### Abstract

The purpose of this report is to clarify issues concerning Japanese tuna and skipjack fisheries in Southeast Asian seas and the South Pacific under the New Law of the Sea Regime from the International Marine Policy point of view.

First, problems of the New Law of the Sea Regime are reviewed in relation to Japanese interests. These problems include geopolitical problems of the Southeast Asian seas and the South Pacific, priority, optimum allowable catch, traditional fishing right, archipelagic waters, and highly migratory species.

Second, current problems of Japanese tuna and Skipjack fisheries in the Southeast Asian seas and the South Pacific are reviewed and analyzed by using three criteria: national significance, reasons for governmental protection of special industry, and government's responsibility.

Third, the future of the traditional tuna and skipjack fisheries is explored in cooperation with the government's fisheries policy and overseas cooperation.

Conclusions reveal that the most promising future form of traditional tuna and skipjack fisheries will be the development of the industry with the development of developing countries because of the role of the industry in national security in addition to economic viability. The most important jobs of the government and other people concerned are at present:

- 1) adoption of a moratorium on entry into over-capitalized fisheries;
- 2) reconsideration of the rights to common property resources;
- 3) *quality improvement of the Japanese people* related to international fisheries;
- 4) *marriage* between natural science and social science in fisheries;
- 5) revision of laws related to fisheries; and
- 6) radical change in current overseas fisheries cooperation activities.

ハワイの東西センターでは数年前から海洋プロジェクトと称する新海洋法時代の東南アジア及び南太平洋諸国の沿岸管轄権拡大に伴う諸問題の総合研究が行われている。同研究所には数10名の諸分野の研究者が入れかわりたちかわり太平洋沿岸諸国から集まり、お互いの研究を有機的に関連させながら、国際的、学際的問題にとりくんでいる。この小論文

は私が資源経済学者として関係した水産研究に基礎をおくものであり、一部は西南学院大学法学部教授大内和臣博士との共著<sup>1)</sup>と重複する所もある事をおことわりしておく。

## 国際法上の問題点と日本の対応

東南アジア及び南太平洋海域は日本のかつお・まぐろ漁業にとって重要な漁場であると同時に新海洋法条約の諸規定の適用が最も困難であると考えられる南シナ海、2つの群島理論主張国及び沿岸国による経済水域内における単独の資源管理が最もむづかしいと考えられる南太平洋諸国を包含している。

### 1. 東南アジア海域

東南アジア海域は内陸国ラオスを含む開発途上国にかこまれた南シナ海を含むインド洋と太平洋を結ぶ海域で200海里経済水域によって殆んど完全に覆われてしまう狭い海である。しかも周辺の隣接し、あるいは相対峙する国々はかならずしも友好的関係にあるとはいえずASEAN加盟諸国とインドシナ3国、中国とベトナムの如きは軍事的にいつ再び衝突するか分からない緊張関係にある。さらに西沙、南沙諸島など無数の島々が散在し、それらがどの国に帰属するか定かならず、数か国間の領土紛争の原因となっている。さらに南シナ海の海底には広大な大陸棚が横たわり、そこにはある程度の石油も埋蔵されている事も明らかである。それだけに1日の間に出没したり、あるいは海面すれすれに存在する無人島の所有権に対する沿岸国の欲望は強大といわざるをえない。新海洋法条約が実施されれば、これらの島々に対する領土権の主張が激烈な国際紛争に発展する可能性は極めて濃厚である。

現在インドネシアとフィリピンの2ヶ国だけが群島理論を展開し、外国漁業を法的に規制している。新海洋法条約で認められれば南太平洋諸国もこの2国の法律や政策に従う可能性は充分あり、日本のかつお・まぐろ漁業に対する影響も極めて大きいと考えられる。

### 2. 南太平洋海域

本論文では南太平洋海域はフィリピン、インドネシア、オーストラリア及びニュージーランドを境として太平洋に開けたまぐろ漁場で、グアム、マリアナ、パラオ、ミクロネシア、マーシャル、キリバス、仏領ポリネシア、ナウル、ハウンド、ベーカー、パルシオ及びジャビス諸島、ソロモン諸島、ピティカン諸島、ニューカレドニア及びフィジー等の南太平洋の島々が散在している海域をさす。この広大な公海域も新海洋法が実施されればほとんどが沿岸国の経済水域によって覆われてしまう。これらの太平洋諸国は最近独立したばかりか、あるいは本国など国際的な支援なしには経済的にも成り立たない国々であり、海にとりまかれている割には水産業に対する認識はうすく、経済水域の有効な管理を行うには特に日本の協力を必要とする国々である。

沿岸国の主権拡大に伴う問題はそれらの周辺国のみならず、伝統的にそこを利用して来た域外国の利害と密接にからむ多岐かつ広汎な問題である。

### 3. 第3次海洋法会議

いくつかの重要問題が今なお未解決であるが来春ニューヨークで開かれる第3次海洋法会議では新海洋法条約が調印を前に大詰を迎える。1977年度5年越しの交渉で歩みよりが



みられた合意事項をまとめた非公式統合草案<sup>2)</sup>は200海里の排他的経済水域を設定し、沿岸国はその水域における生物資源と非生物資源を探索、開発、保存、管理するための主権を有すると規定した。昨夏まとめられた改訂草案<sup>3)</sup>は非公式統合草案よりは内陸国及び地理的不利国に有利な規定を備えている。すなわち沿岸国が許容漁獲量の余剰分を他国に漁獲させる場合、とくにこれらの国を考慮する外、許容漁獲量全部を沿岸国が漁獲する能力を有する場合でも、沿岸国は内陸国、地理的不利国と協力して全ての当事国が満足する形で当該地域の沿岸国の排他的水域の生物資源の開発に、これらの国が参加出来るよう公平な取極めをなすべく協力しなければならないと規定している(第69条3項、第70条4項)。しかし改訂草案は沿岸国を最優先しており、内陸国、地理的不利国に関する規定も、排他的経済水域の生物資源の開発に沿岸国の経済が圧倒的に依存している場合は適用されないと念を押している(第71条)。

先進漁業国については、やはり沿岸国の許容漁獲量に余剰がある場合、当該水域において習慣的に漁労に従事して来た国民の所属する国家の経済的混乱を極小化する必要性を考慮するという文脈の中で配慮されている(第63条3項)が、第3次海洋法会議の推移をみれば、先進漁業国のもつ排他的経済水域内における伝統的漁業権は内陸国、地理的不利国その他の開発途上国の後の順位に置かれるものと理解してよいであろう<sup>1)</sup>。

さてそこで問題なのは東南アジア及び南太平洋の沿岸諸国に果してかつお・まぐろ資源に関して適正な許容漁獲量を決められる能力があるかどうか。又果して日本はこれら沿岸国の排他的経済水域内において伝統的漁業権を確立して来たといえるかどうかという事である。

#### 4. 適正許容漁獲量

現在かつお・まぐろ資源量の推定は漁師の報告をもとにした漁獲レポートにもとづいて行われている。かつお・まぐろは太平洋をまたにかけて洄遊し、しかも熱帯海域の洄遊経路は現在の科学をもってしても不明な点が多い。さらに漁師の報告には質的差が大きく、東南アジア及び南太平洋海域だけでも日本以外にも韓国、台湾、フィリッピン、インドネシア、アメリカ等とかつお・まぐろを追いかける人達の人種、国籍も違い、国連の世界農業食糧機構(FAO)などの努力にもかかわらず十分な資源量推定体制すら確立していない。一方科学的な資源量評価調査も局所的な調査にとどまり、説得力のあるものは出ない。いわんや沿岸国1つ1つの排他的経済水域内の適正許容漁獲量を決めるという事は至難の技に等しい。沿岸国が排他的経済水域を宣言しはじめてから漁獲データの質は年々下がっている始末である。

#### 5. 伝統的漁業権

次に伝統的漁業権であるが、この問題はその定義の問題とからむ。徳川時代から明治期にかけて最大規模であった日本のかつお・まぐろ漁業が沿岸から遠洋へ重点を移行したのは大正15年である<sup>4)</sup>。本土基地船は三崎から2,000海里以内の北太平洋海域で操業し、台湾基地船は南支那海、スル海、セレベス海及びフィリッピンの東部一帯で操業した。又母船を基地としてバンダ海、フローレス海、チモール海、スダ諸島沖のインド洋にまでまぐろを求めて出漁したのもあり、さらにまぐろ調査船の活動はニューギニア、ソロモン

諸島からスマトラ、アングマン・ニコバー諸島周辺海域にまで及んでいた<sup>5)</sup>。戦後マッカーサー・ラインによって、かつお・まぐろ船の操業許可区域は指定されていたが、この許可漁区は1945年11月、46年6月及び49年9月の3回にわたって拡大され、さらに1950年5月には委任統治区域内の特定海区(図1)を母船式にかぎって利用することが許され

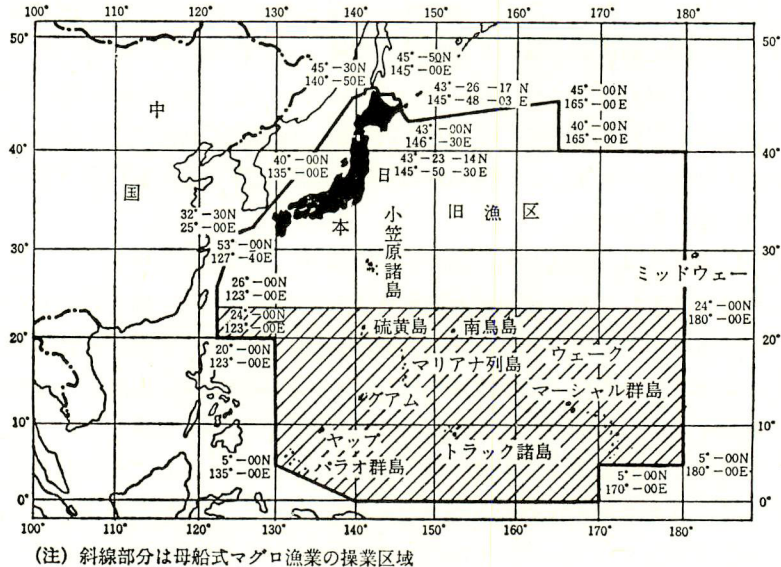


図1. マッカーサー・ライン(1950年)

資料：高梨正夫「海洋法の知識」125頁。

た<sup>6)</sup>。1952年のサンフランシスコ平和条約調印と共に全てのマッカーサー・ラインはとり除かれ、かつお・まぐろ漁業は太平洋全域に広がり(図2)、インド洋及び大西洋でも操業するようになった。以後東南アジア及び南太平洋海域は日本のかつお・まぐろ漁業の主要漁場となった<sup>6)</sup>。

日本がかつお・まぐろ漁業に関して伝統的漁業権を主張している関係国は表1に示される国々である。中でも東南アジア及び南太平洋諸国の経済水域内の漁獲は1975年においてかつお全漁獲の41%以上、まぐろ全漁獲の18%以上となっている事からして、いかにこれらの地域が日本のかつお・まぐろ漁業にとって大切かという事は議論の余地をささない。

これらの事は日本漁船が戦前・戦後を通じてこれらの地域に多くの漁場を見だし、相当長期にわたって漁労して来た事実を示し、その事は日本が同海域に伝統的漁業権を確立して来た主張する十分な根拠となり得るであろう。しかし現実には中断なく漁業活動を長期間継続して来た事をもって当然の如く伝統的漁業権を主張する事が沿岸国に通用するかどうかは別問題である。たとえば、インドネシアの時の外務省法律条約局長、ジャラルは「伝統的漁業権」とは国家が主体でなく、漁師が主体であり、彼らに対して認められる権利である。しかも、その漁師が当該水域で長期にわたって、伝統的な漁具を用い、漁獲



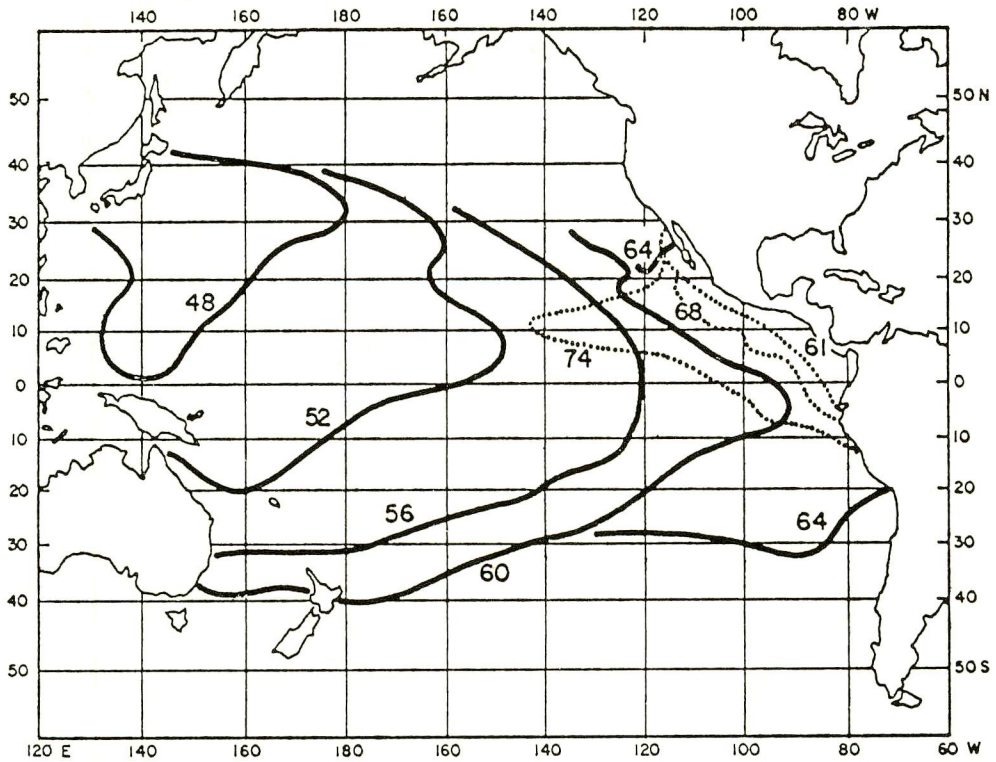


図2. 日本のまぐろ延縄漁業及び米国まぐろ巻網漁業の展開 (数字は西暦を表わす)

資料: Suzuki, Z., P. K. Tomlinson and M. Honma 1978. "Population Structure of Pacific Yellowfin Tuna" *Inter-American Tropical Tuna Commission Bulletin*, Vol. 17 (5): 300

表1. 日本のかつお・まぐろ漁業にとって重要な沿岸国(1981年1月現在): 漁獲量・領海・漁業水域・経済水域の中(海里)\* (実施年代)

国名	200海里内に於ける日本の漁獲量(1975)		領海	漁業水域	経済水域
	かつお(t)	まぐろ(t)			
グアム及び 米国信託統治領	59,148 <sup>1</sup>	29,980 <sup>3</sup>	3	200(1977)	
エクアドル	?	13,550 <sup>3</sup>	200(1966)		
オーストラリア	?	11,950 <sup>3</sup>	3	200(1978)	
インドネシア	?	10,100 <sup>3</sup>	12(1957)		200(1980) <sup>7</sup>
アメリカ合衆国	?	7,900 <sup>3</sup>	3	200(1977)	
ポルトガル	?	6,790 <sup>3</sup>	12(1977)		200(1977)
ニュージーランド	?	6,000 <sup>3</sup>	12(1977)		200(1978)
メキシコ	?	5,730 <sup>3</sup>	12(1969)		200(1976)
フィリピン	?	5,730 <sup>3</sup>	30-350(1961) (条約水域)		200(1978) <sup>8</sup>

南アフリカ	?	3,730 <sup>3</sup>	12(1977)	200(1977)	
パプア・				200(1978)	
ニューギニア	18,076 <sup>1</sup>	3,095 <sup>2</sup>	12(1977)	(沖合水域)	
キリバシ	4,527 <sup>1</sup>	2,635 <sup>2</sup>	12(1978)	200(1978)	
仏領ポリネシア	66 <sup>1</sup>	1,830 <sup>2</sup>	12(1971)		200(1977)
ナウル	531 <sup>1</sup>	908 <sup>2</sup>	12(1977)		200( ? )
ハウランド・ベーカー					
バルミラ・ジャビス諸島	743 <sup>1</sup>	161 <sup>2</sup>	3	200(1978)	
ソロモン諸島	6,813 <sup>1</sup>	578 <sup>2</sup>	3	200(1978)	
ピトケーン諸島	0	349 <sup>2</sup>			
ニューカレドニア	375 <sup>1</sup>	230 <sup>2</sup>	12(1971)		200(1977)
アングラ	?	?	20(1976)		200(1976)
アルゼンチン	?	?	12(1967)		200(1967)
ブラジル	?	?	200(1970)		
カナダ	?	?	12(1970)	200(1977)	
ガーナ	?	?	200(1977)		
フィジー	962 <sup>1</sup>	16 <sup>2</sup>	12(1976)		200(1977)
フランス	?	?	12(1971)		200(1977)
マダガスカル	?	?	50(1973)		200(1979) <sup>9</sup>
マルディブ	?	?	短形(1968)	短形南北720 <sup>9</sup> 東西480(1976)	
ベルー	?	?	200(1947)		
セイシェル	?	?	12(1977)		200(1977)
ソマリア	?	?	200(1972)		
スペイン	?	?	12(1977)		200(1978)
ウルグアイ	?	?	200(1969)		
計	91,241	111,262			
日本の総漁獲量	273,640 <sup>5</sup>	310,616 <sup>5</sup>			
外国200海里	(112,192) <sup>4</sup>	136,200 <sup>3</sup>			
内での漁獲量	(41.0%) <sup>4</sup>	(43.9%)			
東南アジア及び	91,241	73,562			
南太平洋海域	(81.3%) <sup>6</sup>	(54.0%) <sup>6</sup>			

\* 外務省海洋法本部「各国の領海・漁業水域・経済水域等の幅」(1979年2月1日現在)

- 1) Kearney, R. E. 1979. "An Overview of Recent Changes in the Fisheries for Highly Migratory Species in the Western Pacific Ocean and Projections for Future Developments" South Pacific Bureau for Economic Co-operation, Fiji. SPEC (1979) 17:7
- 2) Klawe, W. L. 1978. "Estimates of Catches of Tunas and Billfishes by the Japanese, Korean and Taiwanese Longliners from within the 200 mile Economic Zone of the Member Countries of the South Pacific Commission" South Pacific Commission Occasional paper No. 10: 29-33.
- 3) 水産週報, 昭和52年第796号27頁。
- 4) 増田正一「200カイリ時代のマグロ漁業」水産週報, 昭和52年第796号14-19頁。
- 5) 農林省統計情報部「昭和50年漁業・養殖業生産統計年報」12~13頁。



- 6) かつこ内の%は東南アジア及び南太平洋海域でとったかつお・まぐろの日本の漁獲量の日本が外国沿岸 200 海里内でとったかつお・まぐろの総漁獲量に対する割合を示す。
- 7) The Government of the Republic of Indonesia, Declaration by the Government of the Republic of Indonesia Concerning the Exclusive Economic Zone of Indonesia, March 21, 1980.
- 8) The Government of the Philippines, Presidential Decree No. 1599, 1978.
- 9) 水産社, 水産年鑑1980. 29 頁。

量は徴少でなければならない。従って新しい漁師, 新しい道具を用いる漁業, あるいは大量の漁獲を可能にするものなどは伝統的漁業の対象とはならない<sup>8)</sup>。この定義によれば, 絶えず技術改良をする事によって効率の高い漁業をめざして来た日本の漁民はおおよそ伝統的漁業権を主張出来る立場にない事はあきらかである。

## 6. 群島理論

群島の内側での漁業は群島水域内での漁業となり, 完全に群島国家の主権的支配を受ける事になる。インドネシアは 1957 年の省令で群島国家を宣言し, 群島内部の水域を内水とし, そこに対する完全な排他的主権を主張して来た。そのため日本のかつお・まぐろ船のだ捕事件が相続いた。フィリッピンも 1961 年に群島国家宣言をなし, そのためスル海を漁場としていた日本のかつお・まぐろ船は退場を余議なくされた。

新海洋法条約によれば群島水域は内水もしくは領海に準ずるもので (第 49 条), もはや同水域において他国は群島国家の許可なしに漁業を継続する事は許されない。隣接する国に対してのみ伝統的漁業権が認められ, 日本など遠隔の国には認められない (第 51 条)。

日本はバンダ海におけるまぐろ漁業協定をインドネシア政府と 1968 年以来毎回締結するに当り, 群島国家理論を公式に承認出来ないばかりに, これを政府間協定とせず, インドネシア政府対日本民間協定として結んで来たが, 少くとも漁業に関するかぎり群島水域は日本に不利益ばかりをもたらせない。何故ならば, 群島水域は沿岸国の主権の完全な支配下にあり, 沿岸国は第 3 国 (隣接国を除く) に干渉されることなく, いづれの国に対してでも排他的漁業を許可する事が出来るからである。そこには第 62 条の経済水域に関する規定の如く, 内陸国, 地理的不利国あるいはその他地域内の開発途上国を特別に考慮すべき責任が沿岸国に課せられていない。従ってバンダ海のみぐろ協定は当事国の合意さえあれば永続することが出来るわけである。

## 7. 高度洄遊性魚類

かつお・まぐろを高度洄遊性魚類として沿岸国の主権外におくかどうかについてもまだ多くの問題が残っている。新海洋法条約によれば, 沿岸国及びその関連海域で高度洄遊性魚類を漁獲する他の国は, 直接又は適当な国際機関を通じて, その海域全体すなわち排他的経済水域の内外におけるこれら魚種の最適利用の目的を推進し, かつおの保存を確保する目的で協力するものとする。ある海域において適当な国際機関が存在しない場合は, 沿岸国及びその海域で高度洄遊魚を漁獲している他の国はかかる機関を設立し, その活動に参加する目的で協力するものとする (第 64 条 1 項)。ここで言う高度洄遊性魚類とはビンナガ, マグロ, メバチ, カツオ, キワダ, スマ, ヒラツワダ, シマガツオ, カジキ類, サ

ワラ類、シイラ、太平洋性サメ類及び鯨類を指す。この第一項の規定はこの章の他の規定、即ち排他的経済水域における沿岸国の管轄権行使に加えて適用される（第64条2項）とあるが、だからとつて、沿岸国は自国経済水域内において高度洄遊性魚類に対して管轄権をもち、その上で「経済水域外の資源の最適利用と保存のために国際機関を通じて関係国が協力するという事にはならない。」ましてやペルーやエクアドルの主張の様な「沿岸国水域内に洄遊する資源を保護するために同水域内での漁獲を規制する国際管理」とはならない。

これまで日・米・仏などは高度洄遊性魚類の沿岸国管轄権を認めない立場をとって来たが、一方メキシコ・南太平洋諸国はペルーやエクアドルと同様沿岸国管轄権を認める立場をとって来ている。最近日は日・米・仏の考え方にも大きな変化がみられる様になって来た。たとえばアメリカは「合衆国の排他的漁業管理権は高度洄遊性魚類を含まないものとし、又それに及ぶものと解釈してはならない（FCMA 第103節）<sup>9)</sup>」としながらも、スポーツ漁業者を含むまぐろ漁民の保護のために、カジキ及びサメ類を高度洄遊性魚類として認めず、まぐろはえなわで混獲されるこれらのカジキやサメ類を理由に排他的水域内での外国のマグロ船操業についてはかなりの制限を加えている。外国漁業のしめだし（フェーズ・アウト）にまっこうからとりくんだブロー法案が成立した今日本漁船の操業違反問題はますます日本の立場を不利にしている<sup>10)</sup>。

フランスは1978年2月11日200海里経済水域を制定したが、そこでは高度洄遊性魚類を別扱いとしていない。そしてフランス海外領経済水域でのかつお・まぐろ漁業に対して入漁料をとっている。メキシコは合併以外の外国人によるかつお・まぐろ漁業を経済水域内では認めていない。

オーストラリア及びニュージーランドを除けば南太平洋のほとんどの国は小さな島国である。南太平洋フォーラム加盟国（オーストラリア、クック諸島、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パプアニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、及び西サモア）及びミクロネシア、仏領ポリネシア、ニューヘブリテスなど非独立国は「我々からかつお・まぐろの管轄権をとりあげてしまったら、手もとには何ものこらない」と立ち上がり、高度洄遊性魚類理論に反発し、次々と200海里経済あるいは漁業水域を宣言し、その水域におけるかつお・まぐろに対して自国の管轄権を主張して来た。その結果第3次海洋法会議の結着を見る前に日本は各国の条件をのまざるをえなくなり高額の入漁料をとられる事になった。第3図は東南アジア及び南太平洋諸国の200海里水域設定状況及び我が国との漁業協定（民間取極を含む）締結の現状を示す。各国の対応もさまざまに入漁料の一括払いの要求から、個別入漁、農水産物の輸出拡大、開発のための資材供給、その他の技術援助をからませてるものまである。協定の有効期限は短く、たいていは1年か2年である。そのため漁業の経営計画をたてる上で大きな支障をきたしている。しかしこの事は明らかに日本の信用度が低い事を証明している。

この様な国際的背景の中でいかに国際的信用を確立出来るかが日本のかつお・まぐろ漁業発展の鍵である。



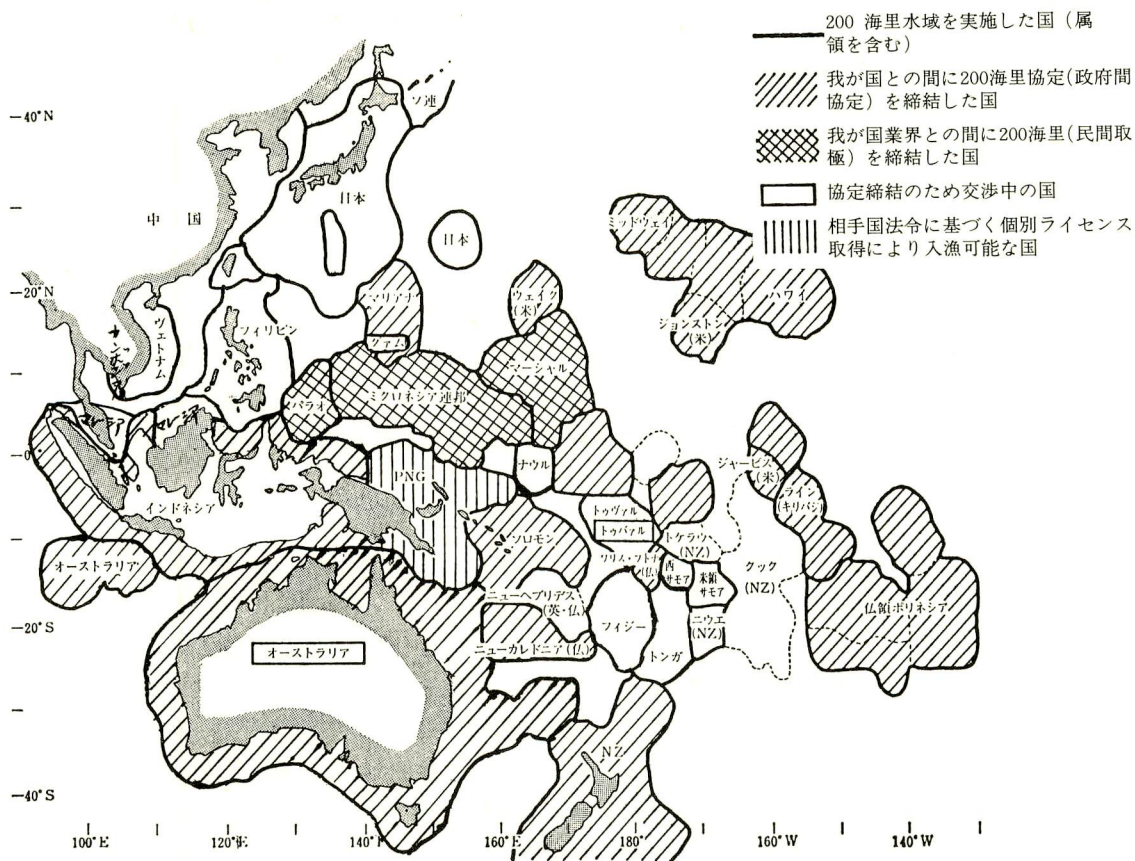


図3. 東南アジア及び南太平洋諸国の200海里水域設定状況及びわが国との漁業協定(民間取極を含む)締結の現状(昭和81年1月現在)

資料: 水産新潮社「かつお・まぐろ年鑑」1979年版57頁; 水産庁「漁業に関する国際条約集」昭和55年度289-303頁; 水産社「水産年鑑」1980年版29頁; 日刊水産経済新聞昭和56年1月19日; 及び Asia Research Bulletin, May 31, 1980: 689-690.

### 外からみた日本のかつお・まぐろ漁業

第3次海洋法会議の進行に伴って1970年代は世界的な海の囲い込み運動にあけくれた。日本も又その例外ではなく1977年に200海里漁業水域を宣言した。一方1973年のオイルショック以来、日本のかつお・まぐろ漁業界は燃料費の高騰、まぐろはえなわの釣獲率の低下、かつおの生き餌不足及び韓国・台湾・フィリッピンからのまぐろ輸入の増大による国内魚価の低迷という悪条件に見まわれた。200海里時代を迎えてかつお・まぐろ漁業は大きな転換期に立たされている。では一体そのかつお・まぐろ漁業界に何が起こり、その見通しは如何なものであろうか。

#### 1. 日本かつお・まぐろ漁業の主役

過去20年にわたって日本のかつお・まぐろ漁業の主役は日かつ連及び全漁連傘下の漁業組合員あるいは中小規模経営者であった。彼らはそれぞれ平均して1-2隻の船(50-

100 トンあるいは 200-500 トン) しかもっていない。しかしながら、日本のかつお・まぐろ魚獲量年約 70 万トンのうち 96% (1977) はこの人達によつて魚獲されて来た。

彼らはまさに日本の伝統的沿岸漁業を世界一の漁業に仕上げた功労者でもある。しかしながら、この事は彼らが功労者としていつまでも君臨出来るという事を意味するものではない。

日かつ連の石油事業は国内外でも充実している。シェルとの長期契約もあり、外地・洋上補給にも力を入れて来た<sup>11,12)</sup>。国の漁業経営維持安定資金、漁業用燃油対策特別資金、漁業経営再建整備資金の効果的利用に努め、現在油種の転換 (A 重油やガスオイルから C 重油の利用) を考えている。1981 年には新たに燃油資金 1 千億円、維持資金 6 百億円、さらに特定漁業再編資金 20 億円が国会で予算化された<sup>13)</sup>。インド洋・太平洋漁場から太平洋漁場への転換、省エネルギー船の建造、漁船の使用期間の延長と細かな努力は評価出来る。しかしそこにはばつ本策がない。

まぐろはえなわの釣獲率の低下問題には 2 つの対策がある。1 つはフィリッピンで行われている様なまき網によるまぐろ稚魚の捕獲を規制して、国際的な資源保護対策をたてること<sup>14)</sup>であり、他は大幅に漁獲努力をへらす事である。日かつ連の減船努力は認められるがその効果はまだ上がっていない。又かつおの生き餌不足やコスト高に対しては資源保護の立場から長い間まき網転換をこばみつけ、コスト高魚価安を船上パックの様な冷凍加工品を作り付価価値を高めようとしたり、調整保管制度をもうけて魚価安定を計かろうとしたり、又冷凍まぐろの直販など流通部門の改善にじん力をつくして来た。さらに魚価安の原因として韓国まぐろ始め、まぐろ輸入に大きな圧力をかけて来た。一方、200 海里内での操業形態としては、開発途上国が求める合併には目をつぶり、ただひたすらに入漁料漁業の可能性のみを追求して来た。どの一つをとってみても前途多難である。

この様に伝統的なかつお・まぐろ漁業者が保守的な体質改善策に頭をいためている間に日本のかつお・まぐろ漁業の中に大きな対立勢力が 2 つも生まれて来た。その一つは合併に興味をもつ大手水産会社及び関連産業の進出であり、もう一つはまき網によるかつお・まぐろ漁業を指向する海外まき網及び北部太平洋からの転換まき網勢力である。

## 2. かつお・まぐろ合併事業

1970 年以前に日本政府によって許可されたかつお・まぐろ関係の合併事業は 6 つしかなく、それらはほとんど現在機能していない (表 2)。1970 年代に 24 のかつお・まぐろ合併事業が許可された。そのうち 16 は東南アジア及び南太平洋に位置している。しかしながらかつお・まぐろ漁業合併で成功している例は少なく、加工及び冷蔵庫などの合併の方が安定している。一方、インドネシアを始め南太平洋の国々は合併を強く希望しており、いつまで彼らの要望をおさえ入漁料漁業が続けられるかは時間の問題である。伝統的かつお・まぐろ漁業者が合併を真剣に考えなければ、この機会は大手水産会社あるいは関連産業の独壇場となろう。

## 3. かつお・まぐろまき網漁業

一方 1960 年頃に始った南太平洋のかつお・まぐろまき網試験はようやく軌道にのり、今年には現在の操業船 11 隻、調査船 3 隻、合計 14 隻に加え、遠洋カツオ釣漁業からの転換船



表2. 日本のかつお・まぐろ関係合弁会社

是 援 国	日 本 側 投 資 者 名	現地法人名 (許可年月)	資 本 金 (米ドル)	日本側出資率 (%)	事 業 内 容	備 考
中南米						
蘭領アンテレス	日本冷蔵	Curacao Pioneering N. V. (5/60)	281,000	100.0	冷蔵庫	
コロンビア	興南水産	International Maritime Perguecia Ltd. (7/74)	?	?	カツオ漁業	
ベネゼラ	兼松江商	Flota Pestuera de Altamor C. A. (7/59)	182,700	3.0	マグロ延縄	解散
アジア						
インドネシア	日魯漁業	P. T. East Indonesia Fishery (3/73)	1,350,000	80.0	カツオ漁業	
"	三菱商事	Sabang Suisan Kogyo (1/78)	120,000	60.0	カツオ漁業加工	休業中
マレーシア	海外植産	Malayan Marine Industries Ltd. (8/59)	1,500,000 (M\$)	24.5	マグロ延縄・缶詰・冷蔵庫	漁業活動中止
モルティグ	宝幸水産	Hoko-Maldive Corp. (1/75)	350,000	100.0	カツオ買付	
"	丸紅	Maldive Nippon (3/78)	?	60.0	カツオ缶詰	
フィリッピン	東映ライ	Oceanic Fisheries (Phil.) Inc. (1/73)	720,653	40.0	カツオ漁業	休業中
"	味屋本店	Sugabu Fishing Co. (6/72)	33,000	33.3	カツオ・マグロ漁業	休業中
タイ	柳屋本店	Ryu-Thai Suisan (7/71)	57,963	66.7	カツオ加工	
南太平洋						
フィジー	伊藤忠	PAFCO (8/76)	600,000 (F\$)	70.0	カツオ缶詰	
仏領ポリネシア	新栄貿易	Societe de Commercialisation et al, Exploitation du Poisson (1/70)	66,000,000 (太平洋フラン)	28.5	カツオ・マグロ定置	
ミクロシネア	南拓	Caroline Fishing Co. (CFC) (9/71)	?	40.0	カツオ加工	
"	オセアニア水産	Ponape Ocean Products (5/78)	40,000	60.0	カツオ漁業	
"	旭洋漁業	Micronesia Ocean Development Co. (1/79)	?	?	餌料採捕	
ナウル	八水冷蔵	Nauru Fishing Corp. (1/76)	100,000 (A\$)	40.0 90.8	カツオ巻網	
ニューヘブリデス	三井物産	South Pacific Fishing Company (1/57)	1,140,000	55.0	マグロ買付	
バブア	太平洋水産	Gollin Kyokuyō Niugini Pty. Ltd. (1/71)	320,000 (A\$)	55.0	カツオ漁業・加工	エビ漁業に転換
ニューギニア	海外漁業	New Britain Fishing Industry Pty. Ltd. (7/72)	400,000 (A\$)	75.0	カツオ漁業・加工	主力は加工
"	報国水産	New Guinea Marine Product Pty. Ltd. (1/72)	121,000 (A\$)	90.0	カツオ漁業・エビ漁業	エビ漁業に転換
"	日水・伊藤忠	Papua New Guinea Canning Company (8/72)	1,000,000 (A\$)	?	マグロ缶詰	
ソロモン諸島	日水・伊藤忠	Solomon Taiyo Ltd. (7/73)	500,000 (A\$)	75.0	カツオ漁業・加工	
"	太平洋	Solomon Fisheries Development Corp. (1/78)	1,500,000 (A\$)	25.0	カツオ漁業	
アフリカ						
ガーナ	太洋漁業	Ghana Marine Enterprises Ltd. (7/74)	43,500	50.0	カツオ漁業	
"	日魯漁業	Ghana Tuna Fishing Development (7/75)	360,000	33.0	カツオ漁業	
象牙海岸	太洋漁業	Societe Ivoirieme Des Pecheries (5/62)	320,000	50.0	マグロ延縄	解散
マダガスカル	日商岩井	Societe Industrielle des Commestibles de Madagascar (8/72)	1,760	100.0	マグロ缶詰・買付	解散
モーリシャス	伊藤食品	Mauritius Tuna Fishing & Canning Ltd. (8/70)	1,400,000 (ルピー)	42.0	マグロ缶詰・買付	
ヨーロッパ						
イタリア	宝幸水産	Tuna Sociate Perla Pesca Oceanic S. P. A. (9/61)	500,000,000 (リラ)	13.0	マグロ延縄	解散

資料：水産社「水産年鑑」1980年版160-165頁；水産週報 No. 660 (1972) 25-29頁；No. 719 (1974) 18-20頁；No. 726 (1974) 34-60頁；62-71頁，104-125頁；No. 825 (1978) 44-49頁；No. 829 (1978) 16-17頁；No. 830 (1978) 12-13頁；No. 839 (1978) 6頁；No. 844 (1978) 18-19頁；No. 845 (1978) 4頁；and No. 851 (1978) 16-17頁。

5隻、北部まき網からの転換船12隻が許可された。日かつ連もおもい腰をあげて50隻のかつお船を減船して10ヵ統のまき網船を作る事にふみきった。1983年までには海外まき網及び北部太平洋まき網転換船の増加分を含めると30数隻が南太平洋で操業する事になる。この他まき網漁業には当然アメリカ、フィリピン及び韓国が入って来て、既存の伝統的かつお・まぐろ漁業と競合する事になる。

この様にしてみると伝統的かつお・まぐろ漁業者にとって将来は決して楽観出来るものではない。では本当にかつお・まぐろ漁業は八方ふさがりなのであろうか。

#### 4. かつお・まぐろ漁業の根本問題

もう一度かつお・まぐろ漁業のかかえている問題を原点にもどって考えなおしてみよう。その一つは、日本の伝統的かつお・まぐろ漁業者が果たして、その存続の国家的意義について深く考えたことがあるかどうかである。食糧自給率を高めるという意味では確かに口防の一端をになっている。又伝統的漁業を守るという意味では文化的意義があるかも知れない。さらに生産を担っているという点で経済的意義も考えられる。ではかつお・まぐろが日本に入らなくなったら、日本は亡びるだろうか。明らかに否である。日本人がかつお・まぐろを獲らなくても、まぐろは輸入出来、しかも現在よりもっと安く消費者に供給される可能性がある。さらにかつお・まぐろには代替品がないわけではない。魚ばなれ現象は魚価が高すぎれば、消費者は別のものを選ぶ事を示している。とすると、国防的意義はきわめて小さいといわざるをえない。又 Comparative advantage はなくなりつつあり、最も重要な存在意義とは文化的なものとなってしまふ。1つの産業として果してこれであるのであろうか。

次に政府の特定産業保護の理由を考えてみよう。1つは国防であり、1つは将来の成長産業の育成であり、残る1つは補償である。日本のかつお・まぐろ漁業に関する政府の政策は明らかに補償である。補償は過渡期をスムーズならしめるためのものであるがはたして有効に使われているであろうか。

最後に政府の責任を考えてみよう。許可・認可制度というのは政府が拒否権を持つ事を意味する。従ってまぐろはえなわの釣獲率の低下やかつお・まぐろ漁業に対する過剰投資が指摘されて久しいが、新建造船の許可を出し続けた責任は重い。又政府は不必要に問題を大きくするためのものではない。世界のすう勢としての200海里体制下で、伝統的かつお・まぐろ漁業がきゅう地に追い込まれている時に当って、彼らと競合する新しいかつお・まぐろ漁業グループ（合弁及びまき網関係）を援助するというのは、伝統的かつお・まぐろ漁業者の能力を見切ったの事であろうか。

### 伝統的漁業者の生きる道

油の問題、エサの問題、どれをとっても生産の問題はかつお・まぐろ漁業の場合基地漁業と運搬船の組合せに収れんされて行く。開発途上国が合弁を指向するかぎり、入漁料漁業に固執すればするほど国内外の大手水産会社及び関連産業に合弁参加の機会を与え、結局はインドネシアの例の如く、開発途上国の群島水域あるいは経済水域内からしめだされ



てしまうであろう。もっと大担に合弁事業にとりくみ、又海外移民の事も真剣に考えてよいのではなかろうか。やる気さえあれば彼らには技術移転の面でも低級魚（サバ・サンマ等）缶詰の輸出と組合せる事によっても開発途上国の発展に大いに貢献する事が出来るのである。一旦信用を確立すればそれは即日本の国防ともつながる世の中なのである。それには日本政府も協力しない訳はない。これまで世界中が私の漁場と自負していた人達にとって、海外で生活する事がそんなに苦になるとは思えない。若くて能力のあるかつお・まぐろ漁師が生きがいのある人生を送ってほしいと思う。日かつ連は今こそ新しく創造的な合弁事業及び海外移民に **Comparative advantage** を見つけ、開発途上国の発展と結びつけた日本のかつお・まぐろ漁業の発展を考えてほしい。

流通問題はかつお・まぐろ漁業者の流通問題軽視に根ざしている。流通のめどがあって始めて生産が生きてくるのに、生産第一主義で流通はあなたまかせであった。それから来る不信感が漁業者と加工・流通業者の間に深い溝を作ってきた。それは「卸売価格が下がっているのに末端の小売価格は下がらず魚価ばなれを導いている」という風に出てくる。生産者同志の競争意識も漁協不信につながり、漁協の系統販売力を弱めてもいる。せっかく出来ている組織もかんじんな所がぬけている。では政府としては今何をなすべきか。政府としては、現在の漁業法を、資源、生産、環境・流通管理を含めた総合漁業管理の立場から徹底的に見なおす必要があろう。漁業法は雪だるましきに大きくなったからいいというものではない。技術的にも、経済的にも、体制的にもどんどん変化している世の中で漁業法のばつ本的改革が行われれないという事自体が問題である。弾力性の必要な所には弾力性をもたせ、必要としない所に弾力性をつける必要はない。例えば、既得権を理由にそのらん用がすぎではないだろうか。漁業の様な公有物の利用を基礎にしている産業では既得権の私物化すら問題である。又漁民の自らによる発展の活力を殺してはいないであろうか。漁協の発展的分解があってもいいのに、それはない。沿岸漁民はどっぷりと漁協にあぐらをかきそれでよしとして来たのではないか。水産関係法の形骸化が過剰投資を導いたり、漁業者と流通・加工業者の間の溝を深めて来たという事は分かっている、それがやめられないのではないか。1960年代に美德であった燃油の大量消費、世界7つの海を舞台とした日本中心の遠洋漁業、無料入漁権、生産拡大型漁業技術・鮮魚流通などは、今や悪徳となりつつある。

次に政府のかつお・まぐろまき網漁業コントロール問題に言及しよう。かつお・まぐろまき網漁業も他の漁業と同様手ばなしにしておけば、いずれは過当競争におちいり、現在の漁獲の2倍の漁獲があっても資源維持に問題はないといわれるかつお資源も乱獲のうき目をみるのは時間の問題である。新しい漁業の拡大は慎重に、かつ合理的に行わなければならない。はたしてその様に行われて来ているであろうか。危険信号がいっぱいである。資源管理型漁業がさげばれて久しいが、新しく許可された漁船の乗組員にこの事が徹底しているかどうか。現在かつお・まぐろまき網漁場とされている南太平洋の70%は外国の沿岸200海里内である<sup>15)</sup>。だ捕された密漁船をみて運が悪いやつだとうそぶく様な漁師はいないだろうか。日本のかつお・まぐろ船の多くは単なる日本の船ではない。日本を代表する私設外交船なのである。その船及び乗組員の一挙手一動が日本の信用を上げもし、下

げもする。それは即日本全体の経済及び国防にはねかえってくるのである。この様なプライドと責任感をもって漁師は行動しているであろうか。新しい許可にのぞんでは、政府は実績を正しく評価し、国際的な、資源管理時代の漁業者として、ふさわしくない人間・法人を淘汰し、ふさわしい人間・法人に許可を与える責任がある。時代はすでに適材適所を認めなければやって行けない所まで来ているのである。

最後に政府の海外漁業協力事業であるが、年々拡大する規模の割にはその実は上っていない様に思われる。例えばバンダ海漁業協定に関連して、日本のマグロ漁業者のバンダ海操業を続けるために1968年以降政府は多大の経済的・物質的援助をインドネシアに対してして来た<sup>7)</sup>。日本人関係者は沢山してやったと考えている一方、インドネシア側は不満でいっぱいである。相互不信である。そして昨年7月合弁要求に日本が応じられなかったためにこの協定は現在失効している。これなどは日本人がいかに海外漁業協力で真剣でないか、あるいは、その意味をはきちがえているか、又は無智であるかといういい例である。

日本人の海外援助には本音と建前がある。建前としては、経済大国として何かしなければならぬが本音としてはブーメラン効果（海外投資のハネ返りとし、競争相手を作ること）がこわいのである。従ってハードウェアを送ってもソフトウェアを準備しない。お金を使ってもその実は上がらない。何度も同じまちがいを繰り返して、本音と建前ををたてていると思っている。日本人ほど日本の経済成長が自分自らの努力の結果だと信じてうたがわぬ民族はいない。日本の経済成長に不可欠であったアメリカや幾多の開発途上国の協力に対して感謝の気持すらもっていない。援助となると「Give and Take」が先に出て、日本の益ばかりを皮算用する。現在の日本の開発途上国に対する考え方は戦前の大東亜共栄圏構想の様なものである。つまり日本中心なのである。これではアジア・太平洋で孤立するばかりである。プロフェッショナルとして「Give and Take」に徹するならば「Give」にも責任をもたなければならない。「Give」とは与えられた者が後々まで感謝出来る様なものでなければならない。中途半端な「Give」は百害あって一利なし。日本人が本当に日本を愛しているのなら、その証拠を見せて欲しい。

## 結 び

国際海洋政策の観点から考えると、今私達が真剣に考えなければならない点は次の5つに集約される。

1. 一時的新規許可の停止：過剰投資及び新海洋法体制化で減船を余議なくされている漁業及びその漁業に影響を与えらると思われる漁業への新規許可（造船を含む）は、その漁業が過渡期を経て、弾力性をもつまで一時的に停止する必要がある。
2. 公有物利用権の再考：公有物利用における既得権問題（私物化及び政治的利用）について徹底的レビューが必要であり、その総括にのっとって新しい公平かつ自主的な利用体系が確立される必要がある。
3. 日本の国際的水産関係者の質の向上：日本船の操業違反及び合弁・商取引を含む日本の国際的関係者の信用及び過当競争に関する実態をレビュー、総括し、根本対策をたて



る必要がある。

4. **自然科学と社会科学との結婚**：事水産問題に限っても、自然科学だけあるいは社会科学だけで解決される問題は極めて限られており、そのほとんどは単なる自然科学内あるいは社会科学内の学際的アプローチだけでなく、その両域にまたがる学際的アプローチなしには解決しがたい。

5. **水産関係法のばつ本的改正**：200海里体制下における教育・資源・生産・環境・流通・加工・金融・補償・国際関係等を有機的に結びつけた総合水産業管理法という観点から現在の水産関係法は徹底的に見直され、改訂されなければならない。

5. **水産関係海外協力事業のばつ本的改革**：これまでの海外協力事業の徹底的なレビューが必要であり、さらにその総括にのっとして開発途上国が真に日本に望んでいる事は何かを理解し、経済的観点のみからの打算的な日本中心主義をすて、開発途上国の真の問題解決に貢献する事が、日本の信用を確立し、ひいては国防及び共存共栄につながるとの観点にたったばつ本的改革が必要である。

## 参考文献

1. 大内和臣・松田恵明「新海洋法時代の東南アジア海域と日本漁業」海洋時報第16号（1980年2月）48-63頁。
2. United Nations Document 1978. Third United Nations Conference on the Law of the Sea: Informal Composite Negotiating Text.
3. United Nations Document 1980. Third United Nations Conference on the Law of the Sea: Informal Composite Negotiating Text. Revision 2.
4. 新川伝助「日本漁業における資本主義の発達」東洋経済（1958）181頁。
5. 大海原 宏「漁業規制による漁場利用の一形態：かつお・まぐろ漁業について」漁業経済研究第10巻第3号（1962）28-47頁。
6. 高梨正夫「海洋法の知識」成山堂（1979）125頁。
7. Matsuda, Y. anh K. Ouchi, "Legal, Political and Economic Constraints on Japanese Strategies in Distant-water Tuna Fisheries in Southeast Asian Seas and the Southwestern Pacific," East-West Environment and Policy Institute Draft manuscript 1981.
8. Djalal, H. "Implementation of Agreements with foreigners," Mimeographed material presented at EAPI Workshop. 1978.
9. United States. 1976. U.S.P.L. 94-265 Fisheries Conservation and Management Act of 1976.
10. 日本水産新聞, 昭和55年11月3日。
11. 増田正一「200カイリ時代のマグロ漁業」水産週報第796号（1970）14-19頁。
12. 伊藤友健「A重油の一滴は血の一滴」水産世界第29巻1号（1980）28-32頁。
13. 増田正一「正念場を迎える」みなと新聞, 昭和56年1月19日1頁。

14. Aprieto, V. "Fisheries Management and Extended Maritime Jurisdiction: The Philippine Tuna Fisheries Situation," East-West Environment and Policy Institute Research Report No. 4 (1981): 31-35.
15. 水産社, 「海外まき網」水産年鑑 1980 年版 139 頁。